



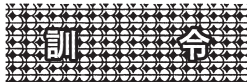
長野県報

4月1日(木)
平成16年
(2004年)
号外

目次

訓令

職員の研修に関する規程(昭和46年長野県訓令第5号)の一部改正(人事活性化チーム) 1



長野県訓令第6号

本庁内部部局
現地機関
地方労働委員会事務局

職員の研修に関する規程(昭和46年長野県訓令第5号)の一部を次のように改正します。

平成16年4月1日

長野県知事 田中康夫

第3条中「(高速道局の次長(高速道局長があらかじめ指名した次長に限る。))及び本庁の課の」を「及びチームリーダー(本庁の)」に、「及び出先機関」を「並びに現地機関」に改める。

第6条の見出しを「(修了証書)」に改め、同条中「一般研修」を「課程別研修」に、「は修了証書(様式第1号)を、部局専門研修の研修課程を修了した職員に対しては受講証(様式第2号)を」に、「修了証書(別記様式)」に改める。

第7条中「一般研修」を「研修所研修」に改める。

別表の職場外研修の項中

一般研修	職員が職務を遂行するために必要な知識及び技能を修得させるための研修
特別研修	職員として特に必要な知識及び技能をより高度に修得させるための研修

を

課程別研修	職員が職位により求められる職務を遂行するために必要な知識及び技能を修得するための研修
体験研修	職員が異業種等の業務を体験し、現場感覚を身に付けることにより、県民の目線に立った行動をする意欲及び能力を高めるための研修

に、「うえに」を「うえで」

選択
研修

自ら参加を希望する職員に対して行う、職員として特に必要な知識及び能力を向上させるための研修

に、「を高度に修得させる」を「を修得する」に、「が研修所長と協議して」を「(これに相当する者を含む。以下「部長」という。))が」に、「国内外の官庁、市町村、学校、研究機関」を「国、他の地方公共団体、民間企業」に、「知識及び技能を修得させる」を「知識及び技能を修得する」に改める。

様式第2号を削り、様式第1号中「(第8条関係)」を「(第6条関係)」に、「 から実施の一般研修 課程を 」を

「 から実施の 課程を 」に、「終了」を「修了」に改め、同様式を別記様式とする。

人事活性化チーム